2018年(平成30年)11月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査庁が行う 事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供すること に伴う本人通知の省略について(答申)

2018年(平成30年)10月29日付けで諮問(第943号)された行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査庁が行う事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められない。
- (2)条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本 人通知を省略することについては、判断をする必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜区検察庁検察官事務取扱検察事務官から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査のために、行政総務課で保有する、「行政不服審査法に基づく審査請求(平成28年審査請求第1号)に係る同法第41条第3項に規定する事件記録(審理員の審理終結までのもの)のうち、審査請求人及び参加人が提出した書類その他の物件」(以下、「本件照会事項」という。)について照会がなされた。

これを受けて、横浜区検察庁検察官事務取扱検察事務官に対し、目的外に 提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護 制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 本件照会事項への回答において個人情報を目的外に提供することについて ア 目的外に提供する書類及び記載されている個人情報
 - (ア) 照会事項1に対する回答 回答書(案)
 - (イ) 照会事項3に対する回答 本理由書別表のとおり
 - イ 目的外に提供する相手方 横浜区検察庁検察官事務取扱検察事務官
 - ウ 目的外提供の根拠規定 刑事訴訟法第197条第2項
 - エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第 2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものである。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜区検察庁検察官事務取扱検察 事務官によって行われる、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うもの であり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

横浜区検察庁検察官事務取扱検察事務官に問い合わせたところ、捜査の目的及び内容については回答できないが、本件照会事項は、事件捜査を進める上で必要なものとのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、行政不服審査法の規定により審査庁が行う事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、また、本件の 照会には刑事訴訟法第197条第5項規定による事項を漏らさないことの求 めが付されている。さらに、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障 をきたすことを照会元に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

- (3) 添付書類
 - ア 捜査関係事項照会書
 - イ 回答書(案)
 - ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は,正当な請求権を有した横浜区検察庁検察官事務取扱検察事務官によって行われたものであり,実施機関では,本件の目的外に提供する個人情報は,行政不服審査法の規定により審査庁が行う事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかしながら、本件に係る捜査の目的及び内容について照会者から情報が得られておらず、事件捜査を進める上で当該個人情報を必要とする理由が不明である。よって、個人情報を目的外に提供する必要性について判断できないため、認められない。

- (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について
 - (1)に述べたとおり、目的外に提供する必要性について判断ができないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

以 上